

国民健康保険 新しい保険証を郵送

市は、国民健康保険の新しい被保険者証（保険証）を3月中旬に簡易書留で郵送します。

なお、年度途中で後期高齢者医療制度へ移行する人や退職者医療制度の対象から外れる人がいる世帯は、保険証の有効期限が通常の平成30年3月31日より早くなっています。その場合は、有効期限までに新しい保険証を送ります。

なお、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、保険証には世帯主の氏名が記載されます。

詳しくは、窓口サービス課国民健康保険グループ（☎47-8132）へ。



無料可燃ごみ処理券を配布

市は、新年度分の無料可燃ごみ処理券（無料シール）を次のとおり配布します。今回配布するシールは紫色で、4月から使用できます。1年分を配布しますので、計画的にお使いください。

なお、今年度分の黄色のシールは、4月以降は使えませんので、ご注意ください。

詳しくは、クリーンセンター（☎89-9278）へ。

<配布方法>

- ◆自治会加入世帯＝自治会を通じて、3月31日までに配布します
- ◆自治会未加入世帯＝引換証（はがき）を3月中旬に郵送します。3月31日までに、環境衛生課、上石津・墨俣地域事務所、市民サービスセンター、上石津地域の各支所で引き換えてください

<配布枚数（1年分）>

- ◆1人世帯＝80枚
- ◆2・3人世帯＝90枚
- ◆4・5人世帯＝120枚
- ◆6・7人世帯＝130枚
- ◆8人以上世帯＝140枚



平成29年度は紫色



伐採樹木の無料配布

国土交通省木曾川上流河川事務所は、河川工事で伐採した樹木を無料で配布します。

詳しくは、同事務所HPでご確認ください。

- *とき／3月11日(土)～15日(水) 午前9時～午後3時 ※無くなり次第終了
- *ところ／揖斐川右岸名神高速道路橋下流側の高水敷（今福町）
- *問合せ／同事務所揖斐川第二出張所（☎81-1034）へ

ご利用ください 市勤労者総合福祉センター

市勤労者総合福祉センター（サンワーク大垣）は、会議室、和室、ホールなど全7部屋の貸し出しを行っています。お気軽にご利用ください。

- *所在地／長松町847-95
- *利用時間／年末年始を除く毎日 午前9時～午後9時(月曜日と水曜日は午後5時まで)
- *申込／同センター（☎93-1100）へ



協会けんぽ 保険料率の変更

全国健康保険協会（協会けんぽ）岐阜支部の健康保険料率・介護保険料率が下表のとおり変更になります。

また、大垣年金事務所内に設置している協会けんぽ相談窓口は、3月31日で終了します。詳しくは同協会岐阜支部（☎058-255-5155）へ。

	2月分(3月納付分)まで	3月分(4月納付分)から
健康保険料率	9.93%	9.95%
介護保険料率	1.58%	1.65%

簡易裁判所 民事トラブルを簡易に解決

簡易裁判所は、全国に438庁設置され、民事トラブルを簡易迅速な解決に導く4つの手続きをおこなっています。

詳しくは、岐阜地方裁判所事務局（☎058-262-5122）へ。

- ①通常訴訟手続 原則140万円までの請求について、判決による終局的な解決を図る手続き

- ②少額訴訟手続 60万円までの金銭の請求に限り、原則1回の審理で終了する訴訟手続き
- ③民事調停手続 調停委員会が当事者双方の言い分を聴き、話し合いで解決を図る手続き
- ④支払督促手続 金銭などの支払い請求について、裁判所へ出頭することなく、書類の審査のみで、解決を図る手続き

審議会を傍聴してみませんか

地域包括支援センター運営協議会		担当：高齢介護課（☎82-1166）
3/22(水)	13:30～15:00	市役所2階 第1会議室
・平成28年度 地域包括支援センター活動報告について ほか		

小学校入学者 中学校卒業生 子ども医療費受給者証を郵送



市は、高校生世代まで医療費の自己負担分が無料になる「子ども医療費助成制度」の更新対象者に、新しい受給者証を3月下旬に郵送します。

詳しくは、窓口サービス課福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）へ。

更新対象者	受給者証
4月に小学校に入学する子	小・中学生用 ※中学3年生まで有効
3月に中学校を卒業する子	高校生世代用 ※高校3年生相当まで有効

災害時要援護者台帳に 登録しませんか？

自力避難に心配がある皆さん

ひとり暮らしの高齢者や障がいがある人などは、災害発生時の避難に手助けが必要な場合があります。

災害時要援護者台帳は、こうした人の氏名・住所・緊急連絡先などを本人の同意により登録しておくもので、自治会などにあらかじめ提供され、災害発生時の援護活動などに活用されます。

自力での避難に心配がある人は登録をご検討ください。

- *対象／市内で在宅生活し、災害発生時に本人や家族などによる避難が困難な人で、右表のいずれかに該当する人
- *台帳の提供先／自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防署
- *申込／印鑑を持参して、右表の申込先（上石津・墨俣地域事務所も可）へ。または、申込書（市HPからダウン

ロード可)に必要事項を記入・押印のうえ、社会福祉課（☎503-8601 丸の内2-29）へ

*問合せ／社会福祉課（☎47-7256）へ



対象者	申込先
65歳以上のひとり暮らしの人	高齢介護課
要介護1以上の介護認定を受けている人	
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている人	社会福祉課
その他災害時に地域の援護が必要な人	

災害の状況によっては、支援者の多くも被災者となりえます。「自分の身は自分で守る」という心構えを忘れずに。